

移動等円滑化取組計画書（案）

2022年11月22日

住 所 京都市右京区嵯峨天竜寺車道町
事業者名 嵯峨野観光鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上敬章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社は創業以来、通勤通学輸送を事業目的とせず、保津川沿いの渓谷美をお楽しみいただくための観光鉄道会社として列車運行を行って参りました。

2021年度は、2020年度から引続き、新型コロナウイルスの影響によりご利用は非常に厳しい状況でありましたが、ご乗車のお客様には安心してご乗車いただけるよう、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に従い、従業員の健康管理やマスク着用の徹底などにより、様々なお客様がご利用しやすい環境づくりを目指して参りました。

2022年度も、引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策に万全を期するとともに「バリアフリーを考慮したハード面の計画的な整備」「徹底した顧客起点によるソフト面での様々な取組み」を行い、安全で快適な「25分間のドラマ」の提供に努めて参ります。

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・厳しい経営環境ではございますが、法の趣旨のもと、施設・車両等へ計画的な整備を行って参ります。特に、今後の車両老朽取替え時には、バリアフリーを考慮いたします。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・お客様にわかりやすく正確な情報をお伝えできる取組みを進めて参ります。
- ・お客様のご支援に必要な教育訓練に努めて参ります。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
トロッコ嵯峨駅	駅舎内の警告ブロックの整備
トロッコ嵐山駅	多目的トイレの呼び出しボタンの新設
トロッコ亀岡駅	

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マニュアルの更新	[2022 年度] 必要に応じてバリアフリーマニュアルを更新いたします。
実地訓練の実施	[2022 年度] マニュアルに基づいた教育の実施を計画いたします。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格を持つ職員の増強	[2022 年度以降] ユニバーサルマナー研修等を受講するように努めて参ります。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢のお客様、お身体が不自由なお客様へのご利用案内の明確化	[2022 年度] 高齢のお客様、お身体が不自由なお客様へのご利用案内について現在、当社ホームページ内にばらばらに記されているものを集約し、ご理解いただきやすいものに改めます。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客に関する社員を対象とした研修	[2022 年度] 体の不自由なお客様の介助方法等について研修の実施を計画いたします。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスターの掲示	[2022 年度] バリアフリーに関する各種ポスターを掲示いたします。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

移動円滑化を推進するため、運輸課長を中心に諸施策を推進して参ります。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
高齢のお客様、お身体が不自由なお客様へのご利用案内の明確化	[2022 年度] 高齢のお客様、お身体が不自由なお客様へのご利用案内について現在、当社ホームページ内にばらばらに記されているものを集約し、ご理解いただきやすいものに改めます。	お客様からお声を頂いたため

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載いたします。

VI その他計画に関連する事項

中長期的な経営に関する計画と連動させ、毎年ブラッシュアップを行って参ります。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。